

施設・事業所等運営全般
(全サービス共通)

熊本県 障がい者支援課

I 施設・事業所等の運営に関する確認事項について

1 概要

※赤字は運営指導で特に重要視した項目です(以下同じ)

熊本県指定の施設・事業所等における利用者への適切なサービスの提供を確保するため、指定基準等を満たした施設・事業所等の運営が行われているか確認します。

対象：障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設、障害児通所支援事業所

2 指定基準・確認事項

- 障害者総合支援法・施行規則・施行令、児童福祉法・施行規則・施行令
- 人員、設備及び運営の基準等に関する府省令、報酬告示、解釈通知、Q & A集（厚生労働省、こども家庭庁）
- 人員、設備及び運営の基準等に関する条例（熊本県）

項目	内容	確認文書等
基本方針 一般原則	・利用者の意思、人格を尊重した利用者の立場に立ったサービスの提供 ・ 利用者の意向 、適正、障がいの特性その他の事情を踏まえたサービスの提供 (意向確認 、自己決定の尊重、 意思決定支援 、支援内容・手続きの説明・同意)	運営規程 重要事項説明書 契約書 アセスメント記録 個別支援計画書 支援記録 モニタリング記録
人員配置	・勤務体制（常勤・非常勤、専従・兼務等） ・ 基準に基づく従業者配置 （職種、員数、資格要件・実務経験年数） ・ 定員の遵守 （営業日毎の受入人数の管理と必要な人員の配置）	組織図 勤務シフト表 業務日誌 資格・実務経験証明書 研修修了証 契約者名簿、利用実績一覧表
各種計画	・安全確保対策（自然災害・地震、火災、感染症・食中毒等）、避難訓練 ・事故防止（交通事故を含む）対策 ・安全計画（障害児関係）	非常災害計画・ 業務継続計画(BCP) 指針・マニュアル等 訓練実施記録
各種委員会	・ 虐待防止委員会 、 身体拘束適正化委員会 、感染対策委員会	指針・マニュアル等 委員会議事録
研修	・従業者の質の向上を図るための計画的な研修実施	研修計画 研修の記録 研修資料等
利用者対応	・事故報告（感染症を含む） ・苦情受付窓口、虐待相談窓口の設置	事故報告書 苦情・相談対応記録

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

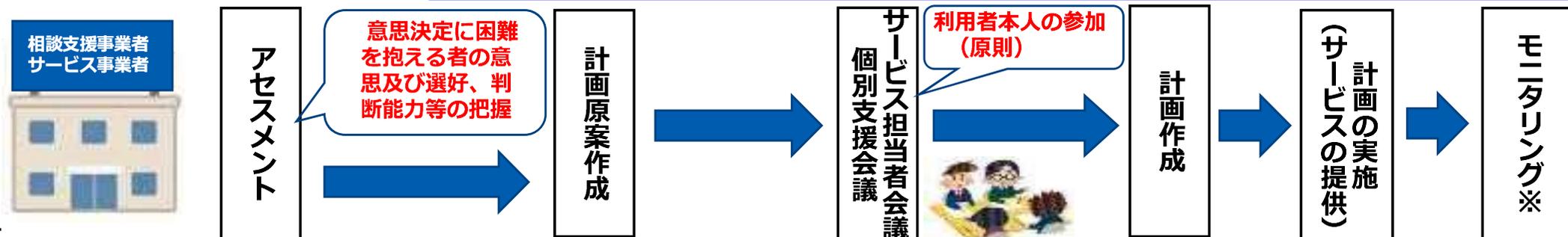
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討

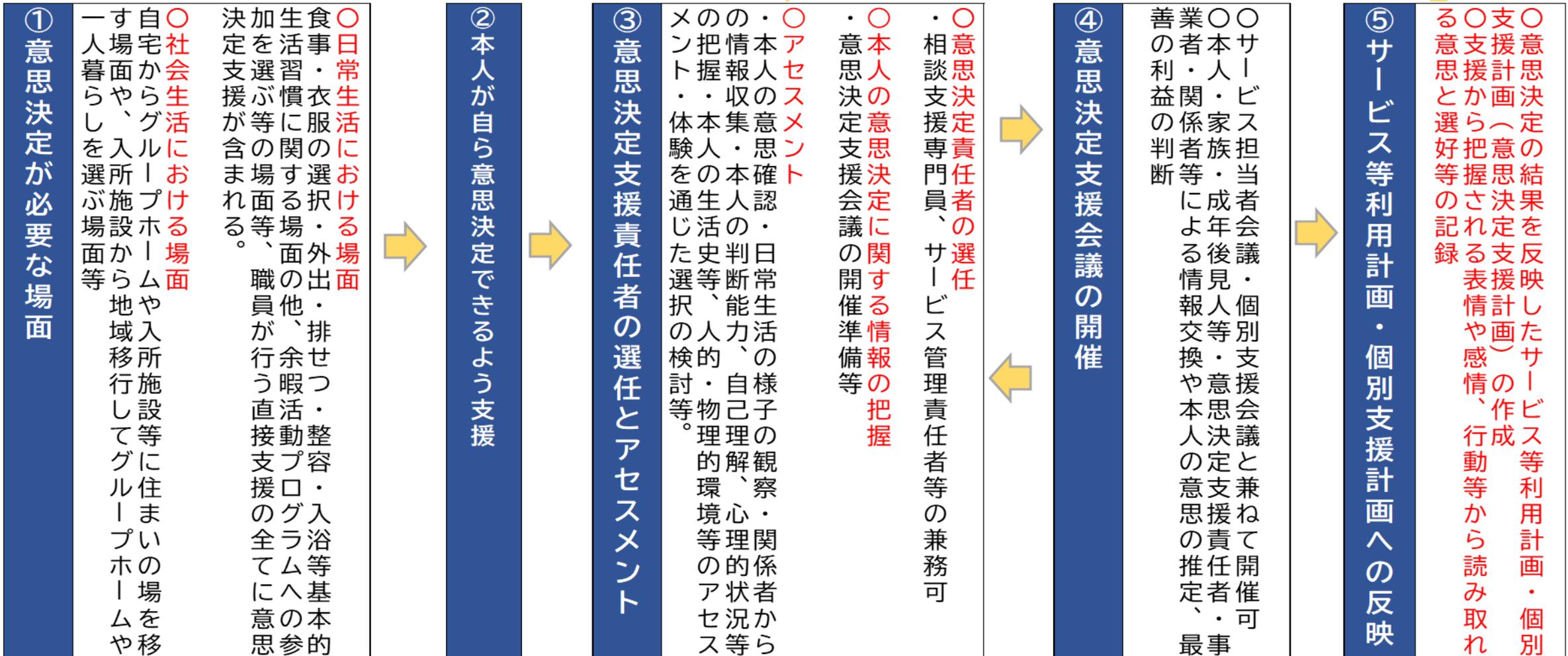


5

※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

◆ 意思決定支援の流れ

意思決定に関する記録のフィードバック



★ 参考資料

あなたは、
どんな生活を送りたいですか？
あなたの
「こんな生活をしたい」
「こんな手伝いをしてほしい」
という気持ちを
応援する法律があります。
それを **障害者総合支援法** といいます。

わかりやすい版
知ろう・使おう・楽しもう
障害者総合支援法のサービスを利用したい人へ

(法律の正式な名前は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます)

意思決定支援の基本的考え方
～だれもが「私の人生の主人公は、私」～

意思決定支援の基本的考え方
～だれもが「私の人生の主人公は、私」～
〈厚生労働省HP〉 障害福祉・介護 意思決定支援に関するガイドライン等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00026.html

……障害や認知症のある方を支える皆さまへ……

どう考える？ どう動く？

ご本人らしい生き方にたどり着く

意思決定支援
のために

障害や認知症により、一人で物事をうまく決められない方と共に歩み、考え、
ご本人の意思を尊重した明るい未来を築いていく「意思決定支援」。

いろいろな支援現場の実例から学ぶ、そのポイントとは？

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ご本人らしい生き方にたどり着く 意思決定支援のために
〈厚生労働省HP〉
成年後見人等のみなさまへ 意思決定支援について総合的に学ぼう
<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/awareness/>

知ろう・使おう・楽しもう
障害者総合支援法のサービスを利用したい人へ
〈厚生労働省HP〉 障害福祉サービス等 障害者総合支援法について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/service/index_00001.html

《参考》 管理者およびサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の主な業務内容例

管 理 者	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
運営規程の制定、法令・基準等改正に基づく改正	利用者(保護者)に対するアセスメント
従業者の勤務体制の確保	個別支援計画の作成・更新(6か月ごと)
従業者の勤退・業務の一元的管理(業務日誌)	<u>個別支援計画の利用者への説明・交付、同意(日付・署名等)</u>
<u>利用定員の遵守</u>	<u>個別支援計画策定会議(担当者会議)の運営(利用者の参加)</u>
<u>虐待防止、身体拘束禁止(責任者)</u>	<u>虐待防止、身体拘束禁止(担当者)</u>
非常災害対策、感染症対策、衛生管理	サービス提供プロセスの管理、管理者への報告
<u>提供するサービスの質の評価と改善</u>	<u>利用者(保護者)との面談、モニタリング</u>
<u>介護給付費の報告・請求等(市町村・利用者)</u>	<u>計画の更新(変更の有無にかかわらず)、相談事業所への提供</u>
利用者負担額の受領・管理	サービス提供記録(利用者ごとの支援記録等)の管理
記録・帳簿類の整備、保存・管理	サービス提供職員に対する技術的指導・助言
事故、急病、災害等緊急時の対応(指揮命令)	<u>サービス担当者会議(相談事業所主催)への参加</u>
利用者からの苦情・相談対応(責任者)	利用者からの苦情・相談窓口(担当者)
地域との連携	関係機関(相談、就労、学校、保育所、医療等)との連携・調整

Ⅱ 虐待の防止、身体拘束等の禁止について

運営基準	内容
指針 マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の虐待防止・身体拘束禁止に関する基本的考え方、組織体系、研修方針、従業者への周知方法 ・発生時の具体的な対応事項、役割分担、虐待事案の通報のための対応フロー等
委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の定期的開催(少なくとも年1回以上)、議事録の整備、従業者への周知
研修 (虐待・身体拘束・権利擁護・合理的配慮等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内研修の定期的実施(採用後は速やかに) ・研修の記録(日時、講師、参加者、概要等 * 全員受講できるよう配慮すること)、資料の保存 ・外部研修会への派遣・事業所内報告会 * 学識者・実務経験者等の招へい(講話・グループワーク等)
担当者の配置	虐待防止に関する取組を実行する担当者(サビ管・児発管等)の配置

虐待防止委員会	身体拘束適正化委員会
ア 虐待が発生した場合の報告様式の整備	ア 報告様式の整備
イ 発生記録の事例集計、分析	イ 発生記録の事例集計、分析
ウ <u>発生の原因、結果等</u> のとりまとめ再発防止策の検討	ウ 未然防止の観点からの支援状況の確認
エ 労働環境の確認様式の作成・集計・分析	エ <u>解除のための方策の検討(期間の短縮、廃止)</u>
オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知	オ 事例及び分析結果を従業者に周知
カ 再発防止策の効果検証	カ 解除へ向けた方策の効果検証

※虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会は、法人単位での設置、両委員会の一体的な設置・運営も可

1 やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

要件	内容
①切迫性	○ 利用者本人又は他の利用者等の 生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと 本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要か否かを確認する。
②非代替性	○ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に 代替する方法がないこと 身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、 他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認 する。
③一時性	○ 身体拘束その他の行動制限が 一時的であること 本人の状態像等に応じて必要とされる、 最も短い拘束時間を想定 する。

2 手続き

手順	内容
組織による決定	○ 個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定（管理者、サビ管・児発管、虐待防止担当者等の参加） 身体拘束の原因となる状況の分析や廃止に向けた取組方針、目標とする廃止時期等を会議により決定する。
個別支援計画への記載	○ 個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載 利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要
本人・家族への説明	○ 利用者本人や家族への書面による説明・同意
行政への相談・報告	○ 市町村の障害者虐待防止センター等、行政への相談・報告 行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得る。
必要な事項の記録	○ 身体拘束を行った場合は必要な事項を記録 （態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等）
解除へ向けた検討	○ 身体拘束を行わない支援方法の検討（時間の短縮、他の支援方法等）

Ⅲ 減算項目について①

【身体拘束適正化措置未実施減算】

次の基準を満たしていない場合に、減算する。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束等の適正化のための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

《減算の取扱い》

施設・居住系サービス…所定単位数の10%減算
訪問・通所系サービス…所定単位数の1%減算

【虐待防止措置未実施減算】

次の基準を満たしていない場合に減算する

- ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(に)実施する
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置く

《減算の取扱い》

所定単位数の1%減算

Ⅲ 減算項目について②

【業務継続計画未策定減算】

感染症又は非常災害のいずれか（または両方）の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算

①業務継続計画を策定していない ②当該業務継続計画に従い必要な措置（研修と訓練）を講じていない

《減算の取扱い》

施設・居住系サービス	所定単位数の3%減算
訪問・通所系サービス	所定単位数の1%減算

《令和6年度末で終了になっている経過措置》

- ・「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合
- ・「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないサービス^(※1)

※1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

【情報公表未報告減算】

障害福祉サービス等情報公表システム（WAMネット）上、次の事項が未報告となっている事業所に対する減算

既存事業所	『基本情報』	『運営情報』
新規事業所	『基本情報』	

《減算の取扱い》

施設・居住系サービス	所定単位数の10%減算
訪問・通所系サービス	所定単位数の5%減算

Ⅲ 減算項目について③

【支援プログラム未公表減算】

支援プログラム(5領域を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援計画)の策定、公表が適切に行われていない場合に減算する。

《減算の取扱い》

算定される単位数 所定単位数の15%減算

【自己評価結果等未公表減算】

指定通所基準等の規定に基づき、年1回以上、事業所による自己評価及び利用する障害児の保護者による評価を行うとともに、その結果等を公表することが適切に行われていない場合に減算する。

対象 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

《減算の取扱い》

算定される単位数 所定単位数の15%減算

臨時報酬改定について

大臣折衝事項（抄）（令和7年12月24日）

4. 障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス等報酬については、介護報酬と同様に、「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえ、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+1.84%（国費+313億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せを措置する。
- ※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから、障害福祉従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。さらに、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。
- ・ 訪問系サービスにかかる国庫負担基準については、改定内容を踏まえて所要の措置を実施する。

あわせて、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況や営利法人を中心とする新規参入の増加も一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況も踏まえつつ、利用者に提供されるサービスの質の確保・向上を図りながら制度の持続可能性を確保する観点から、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における議論を踏まえ、緊急的な所要の見直しを実施する。

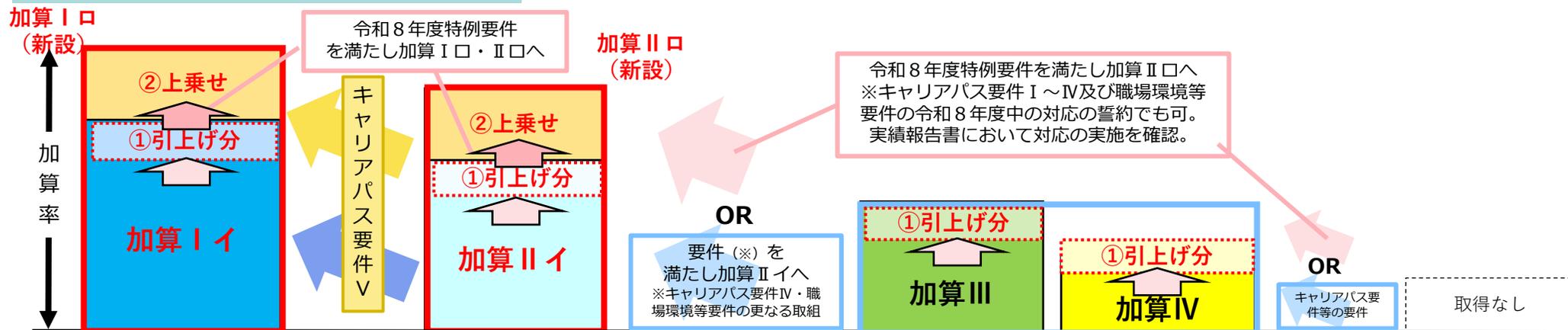
なお、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けては、福祉・介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、令和7年度から運用を開始した障害福祉サービス等事業者の経営情報データベースや「障害福祉サービス等経営実態調査」等において、令和6年度改定、令和8年度改定及び令和7年度補正予算で措置した施策や物価や賃金の上昇等が障害福祉サービス事業者の経営状況等に与えた影響について把握する。同時に、利用者数が増加する中で、利用者の特性やニーズの多様化を適切に把握した上で、制度の持続可能性を確保するとともにサービスの質の確保・向上を図る観点から所要の措置を講じるほか、障害福祉分野の処遇改善において、介護分野と比べてベースアップの割合が低いことも踏まえた対応を行うことを検討する。

1(1) 処遇改善加算の拡充①

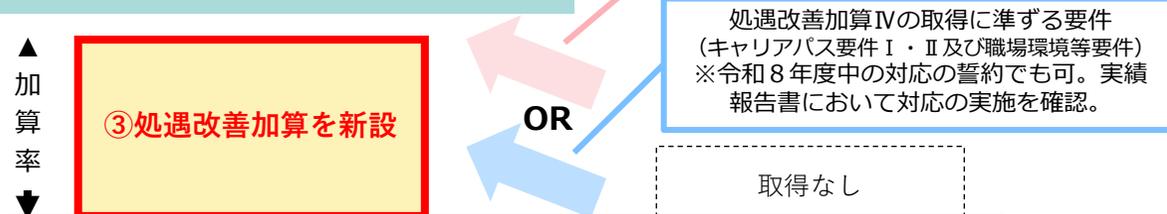
概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



注) 令和8年度特例要件

- ア・イのいずれか及びウを満たすこと
- ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(⑱⑳必須)
- イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
- ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
- (※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

1(1) 処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助 （介護サービス包括型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

1(1) 処遇改善加算の拡充③

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○ (※1)	○ (※1)	◎ (※2・3)	◎ (※2・3)
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額460万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○ (※3)	○ (※3)
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組 (※4)

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の福祉・介護職員分の
加算率を上乗せ

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

- (※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（*）
- (※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・㊸必須） + d.全体から14以上（*）
- (※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（*）のいずれかを満たしていれば可
- (※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
 - ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（㊸㊹必須）（*）
 - イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
 - ウ) 加算Ⅱ相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（*）

(*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

(参考) 職場環境等要件 (令和8年度)

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上 (生産性向上は2つ以上) + **全体から8**
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上 (生産性向上は3つ以上うち⑩は必須) + **全体から14**

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 (採用の実績でも可) ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター (仕事やメンタル面のサポート等をする担当者) 制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標 (例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得) を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ⑱現場の課題の見える化 (課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等) を実施している ⑲5S活動 (業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの) 等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト (記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末 (タブレット端末、スマートフォン端末等) の導入 ㉒介護ロボット (見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等) 又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器 (ビジネスチャットツール含む) の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容 (インクルージョン) の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

2(1)就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
 - ※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し (令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ $\text{工賃総額(イ)} \div \text{工賃支払対象者の総数(ア)}$ により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12\text{月}$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

○ 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

- ※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○ 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)

- ※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
- ※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

○ 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- ・ 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(I)(II)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

直近の国の動向について

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

社会保障審議会障害者部会（第154回） こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）	
R8.1.19	資料1-1

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用を要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

① 施設入所者の地域生活への移行等**（都道府県・市町村）**

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行支援の利用者数、利用時間数 ○ 行動支援の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**（都道府県・市町村）**

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

（都道府県）

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実**（都道府県・市町村）**

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等**（都道府県）**

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援**（都道府県・市町村）**

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】****（都道府県）**

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等**（都道府県・市町村）**

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等**（都道府県）**

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**

（市町村）

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上**（都道府県）**

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**（市町村）**

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- （都道府県・市町村）**
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

地域差の是正・指定の在り方に係る対応案の大枠

(1) 地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策【指針に明記】

- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村（※1）における対象サービス（※2）に関し、国から、以下の内容を要請する。

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

（ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。）

- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

（強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能。）

※1 要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村（市町村は特別区を含む。以下同じ。）

※2 対象サービス：総量規制の対象サービス

（現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

（★今後、地域におけるニーズと供給の分析等に係る調査研究を行い、その結果や、自治体における対応状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する。）

(2) 指定の在り方（総量規制・意見申出制度）

地域のニーズに沿ったサービス提供体制の確保のため、以下の取組を進める。

① 意見申出制度の更なる活用促進【指針等】

- 意見申出制度の積極的な活用について、基本指針に明記するなど、引き続き推進。

② 共同生活援助の扱い【省令・通知等】

- 共同生活援助（グループホーム）を総量規制の対象に追加する。その実施にあたっては、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズがある場合は総量規制の例外とするなどの運用方法等について周知する。

※ サービスの質の確保に向けた指定制度の在り方や指定基準の在り方等は引き続き検討

(3) サービスの質の確保のための方策【通知等】

各サービスの質の確保・向上のため、以下の取組を進める。

① 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

- 新規指定時の確認事項や、運営状況の適切な把握方法等を提示。

② 共同生活援助のガイドライン、管理者の資格要件等

- グループホームの運営や支援内容に関する基準を提示。
- グループホームの管理者の資格要件等を検討。

③ 運営指導・監査の強化

- 運営指導の重点化、業務管理体制検査の強化を行うとともに、マニュアル作成、研修の充実を図る

④ 障害児支援における質の確保

- 全国共通の枠組みでの障害児支援人材研修の実施(R9年度以降)

2

新規

障害福祉分野における人材確保・生産性向上 サポート促進事業（都道府県等実施分）

障害保健福祉部障害福祉課
(内線3036)

令和8年度概算要求額 6.0億円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和6年度補正予算額4.5億円

- 障害福祉分野において、人材確保・生産性向上は喫緊の課題であり、「骨太の方針2025」においても、「障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組む」、「障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上につなげる」とされている。
- また、「新しい資本主義実行計画2025」では、障害福祉分野も生産性向上の必要が大きい分野として「省力化投資促進プラン」の策定対象とされ、「生産性向上の目標（※）を設定するとともに、2029年度までの5年間を集中取組期間として、業種の特徴を踏まえきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む」とされている。
（※）ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加（R8:50%、R11:90%以上）、「都道府県ワンストップ窓口設置数の増加」（R8:10以上、R11:全都道府県）等
- このため、人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促し、各事業所における処遇改善加算の取得やICT活用等による業務効率化等を進める。

2 事業の概要

都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンターの設置等により、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る（令和11年までに全都道府県におけるサポートセンターの設置を目指す）。

(1) 人材確保支援

- 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等
（研修や戸別訪問等による処遇改善等のキャリアアップや職場環境の改善支援、報酬請求の実務的な助言）
- 人材確保対策（障害福祉分野のしごとの魅力の発信、研修等による事業所等の人材育成など）

(2) 生産性向上支援

- 生産性向上に向けたICT活用等による業務改善
- 地域における障害福祉現場の生産性向上に関する協議会の設置・開催

(3) 経営改善支援等

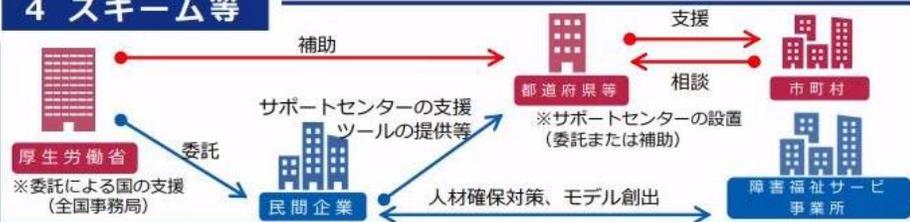
- 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
- 制度改正等に係る周知・広報・助言等（特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、ハラスメント対策の周知など）

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：10/10

※ 別途、障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業（国実施分）として、国が自治体等に対して支援する委託費（3.3億円）も要求。

4 スキーム等



出典：令和8年度概算要求の概要（2025年9月1日）